

平成 26 年 12 月 22 日

健康管理見舞金制度改正の件

一般財団法人日本ボクシングコミッションは、平成 27 年 1 月 1 日以降、健康管理見舞金の徴収はしませんが、健康管理見舞金の支払いは従前通りに継続します。健康管理見舞金支払請求に関しては、健康管理見舞金支払請求書と公式試合で負った負傷に関する病院発行の治療費請求書を、各 J B C 事務局に提出して下さい。

また、H27 年度より高額療養費の該当治療金額が変更になりましたので、所属の各健康保険組合等にご確認して下さい。

一般財団法人日本ボクシングコミッション  
理事長 秋山 弘志